



発行：石岡市役所 編集：企画室広報係
発行者：市長鬼沢賢造 印刷：高橋印刷 K K

市の人口（11月1日現在）

		前月比
世帯数	11,790世帯	51世帯増
人口男	21,699人	69人増
女	22,615人	48人増
計	44,314人	117人増



学年、学級の別なく全校児童と先生が一つの場で交流し合い、信頼と親しみのある人間関係を深めるとともに、教室内の緊張感から解放し、のびのびと気分の転換をはかり、体育の生活化と体力づくりを目的として、毎週月曜日から金曜日（九月～三月）の第三校時終了後十分間を業間体育の時間として行っています。

運動の内容は、セツトを三つにわけて、それぞれ一カ月交替で行っています。

(一)セツトA（ラジオ体操第一と ジョウシカ）
(二)セツトB（ラジオ体操と 校内マラソン）
(三)セツトC（ラジオ体操と なわとび）

—248—

11

1975

石岡市民憲章

1. しごとに誇りをもち、栄えるまちをつくります。
1. きまりを守り、住みよいまちをつくります。
1. からだをきたえ、明るいまちをつくります。
1. 教養をたかめ、文化のまちをつくります。
1. たがいに助けあい、楽しいまちをつくります。

石岡市に住んで 私の考え

— 結果まとまる —

無回答	27人
その他	63人
農林漁業	118人
自営商業	123人
無職	144人
主婦	319人
勤め人	358人
(職業)	
無回答	18人
六十代以上	216人
五十代	191人
四十代	254人
三十代	266人
二十代	207人
(年齢)	
無回答	25人
女	635人
男	492人
(性別)	
無回答	25人

市民意識調査

市では、去る8月アンケート「市民意識調査」を実施しましたがその集計結果がまとまりましたので掲載します。

この調査は、市民の生活意識・生活環境に対する欲求・市政に対する要求を把握し、市政の推進と市の総合計画策定のための資料とするために、20才以上の市民のみなさんを対象として、その内の約3千人を無作為に選び出し実施されたものです。

調査は「私と石岡市」・「市役所の仕事を知るのに」・「市民の苦情の窓口」・「日ごろの暮らし」・「市の将来のすがた」・「市の施策について」・「市政に対する意見」・「あはたについて」など八項目十八質問に答えてもらいました。

集計結果は次のとおりです。

〈調査表の回収状況〉

送付数	二、九五六通
到着数	二、八九六通
回収数	一、一五二通
回収率	四〇%

〈回答者の内訳〉

市民の苦情の窓口

あった	388人
なかった	262人
わすれた	32人
無回答	470人

最近1年間にあなたは市役所へ投書を出したいような不満がありましたか

日ごろの暮らし

ある	763人
ない	206人
どちらともいえない	118人
わからない	15人
無回答	50人

あなたが住んでいる地区の住みごちをうかがいます。ふだんから不満に思っていることがありますか。

水はけ(下水)が悪い	330人
道路をあけると車であふない	277人
騒が多い	266人
ハエが多い	209人
道路が悪い	202人
うるさい、騒音が	194人
犬の放し飼いが	189人
水洗便所がない	178人
交通の便が悪い	155人
いやなおいがする	133人
買物が不便	133人
ほこりっぽい	96人
学校が遠い	96人
ごみが散らかってきた	91人
街路樹がない	64人
その他	199人

「ある」と答えたかたにうかがいます。不満に思っていることはどれですか。

何もしなかった	204人
市役所へ投書や電話をした	57人
市議会議員に話した	57人
仕事をやっていると直接出向いた	35人
町内会の役員に話した	23人
新聞社や放送局へ投書や電話をした	2人
その他	10人

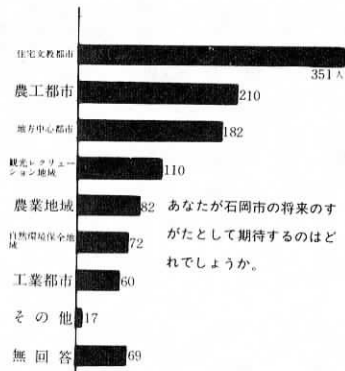
「あった」と答えたかたにうかがいます。そのときあなたはどうしましたか。

効果がないと思ったから	90人
市もとうぜん知っていると思っ	41人
めんどろだから	38人
どうしたらよいかわからなかった	18人
他人に迷惑がかかるから	10人
その他	7人
無回答	58人

「何もしなかった」と答えたかたにうかがいます。何もしなかったのはどんな理由からでしょうか。



市の施策について



市の将来のすがた



市民のみなさんの憩いの場 市民広場が 完成しました。

市民広場は、野外演芸会、音楽会、集会などが開催できるほか朝市、植木市、盆栽展などの各種展示即売会や盆おどりなど、市民のみなさんの娯楽・親睦・教養文化の増進のための、催し広場として、広くご利用いただくためにつくられたものです。平生は、児童の遊び場、憩いの場、買物の際の休憩の場として、ご活用くださることを期待しております。

なお、野外演芸会、音楽会、や植木市などの各種展示即売会及び集会などの催し物を開催する場合は使用手続きが必要です。

詳しいことは、市民会館でおたずねください。

写真は
市民広場で開かれた
苗木市の風景

公共下水道と

受益者負担金制度

道路や公園などの公共施設は、不特定多数の方が利用できますが下水道施設の場合は、その施設によって利益を受けられるのは限られた一部の方だけです。

汚水を流し、トイレを水洗にできるのは、下水道管の埋設された区域の方だけです。

このように限られた方だけが利用する下水道施設の費用を税金(市費)のみによって賄うことは、下水道を利用できない方々にも負担をかけることになり、負担方法として公平を欠くこととなりますので、負担を公平にするために下水道を直接利用される受益者の方々に、工事の費用の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。

※受益者とは

原則として下水道によって、汚水などを排除できる区域内の土地の所有者、ただし、その土地に地上権等(土地を借りて家を建てる人)を持っている人も受益者となります。

又、一時的、短期的の契約で土地を貸している場合は、その土地の所有者が受益者となります。

●受益者負担金の対象となる土地

計画排水区域内の土地はすべて受益者負担金の対象となります。毎年度当初に工事の施行区域を定め、公告し、この公告された区域が賦課対象となります。

区域内の宅地は、その面積が対象となりますが、農地・山林など

は取り扱い方が違い、宅地よりも低額になる見込みです。

これらについては、今後関係者との話し合いや市の下水道審議会・市議会等で審議され、それから決定されます。

●受益者負担金の減免

土地の状況によって、特に減免の必要があると認められる土地、たとえば、公益のため直接公共の用に供している土地や公の生活扶助を受けている受益者は減免の対象となります。

●受益者負担金の徴収猶予

農地、山林その他で特別の事情があつて、徴収猶予の必要があると認められるもの。

●受益者の申告

土地の所有者に申告書を送付します。指定の期限までに申告していただきます。

この申告によって受益者を決定いたします。

●受益者負担金の納付方法

負担金の総額を五年に分割し、さらに年四回程度に分けて納入することになります。

受益者負担金の割合

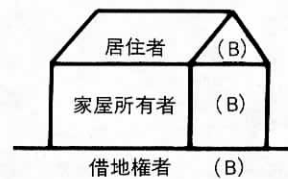


負担金を納める人

例一(1) 土地所有者が家を建て自分で住んでいる場合。



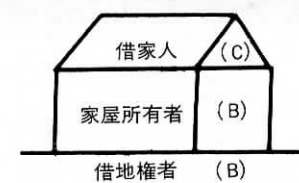
例一(2) 土地を借りて家を建て自分が住んでいる場合。



例一(3) 土地所有者が家を建て人に貸している場合。



例一(4) 土地を借りて家を建て人に貸している場合。



(A) と (B)

受益者負担金等について詳しいことは、市役所建設部下水道課

TEL(3)1111番 内線288・289・340番へ

市内西北部に 消防出張所に新設 “完成予定は 来年3月”

発展著しい、市内西北部地域の防火体制の強化を計るため、このほど鹿ノ子地内に消防出張所を新設することが決定しました。

敷地面積は一、〇二四平方メートル、建物、鉄骨平家造り延二〇〇平方メートルの出張所が建てられます。

当面は、一隊を配備することになります。

これによって柏原工業団地をはじめ、その周辺及び市街地西北部地域に対する消防力は一段と整備強化されることとなります。

着工は十一月中旬の頃で、完成は三月下旬の予定です。

秋の

火災予防週間

“幸わせた

明日につなぐ

火のしまつ”

11/26～12/2

市長との 対話室

お答え
します。

問 現在、休日緊急診療が市内の病院などの当番制で実施されておりますが、これを一定の病院（診療所）で診察が受けられるように、出来ないのでしょうか。

答 市民の皆さんの強い要望であります休日緊急診療所が市医師会の理解あるご協力によりまして、昭和五十年一月開設予定の運びとなりました。

市立の休日緊急診療所につきましては、現在実施している在宅休日緊急診療を開始する以前から市民医療懇談会におきまして検討されていた問題ですが、小市である当市にとつては、早急には解決出来ないむずかしい問題がありまして、これまで実現出来なかったわけです。

しかし、在宅診療でやりますと医師の方々に過重な負担をおかけすること、休日ご

とに医療機関が変わるため、市民のみなさんに大変ご不便をおかけします。

それに、七月からの診療状況をみますと、内科（小児科を含む。）の患者さんが、全体の六〇％～七〇％を占めていることなどを考慮して、市医師会と話

休日緊急診療所

来年一月

完成を目指して

し合いをした結果、現状では内科（小児科を含む。）を対象とした休日緊急診療所とするのが望ましいという結論が出ましたので、この度、開設に踏み切ったわけです。

開設予定の診療所では、内科（小児科を含む。）のみを診療することにし、外科、産婦人科については、現在実施している在宅輪番制休日緊急診療によって診療を受けてもらうことになります。

開設される 診療所の内容

まず開設する場所ですが、限られた財源の中で実施しますので、敷地や施設を新たに購入して新築することです。これは、非常に困難なことでありますので、元橋本医院（香丸町）をお借りして、そこで行うことにします。

午後四時までとなります。

(四)診療所の構成

医師 一名
看護婦 二名
事務職員 一名

(一)設備
透視撮影もできるレントゲン

高性能の心電計を備えまして、応急処置に万全を期して参ります。

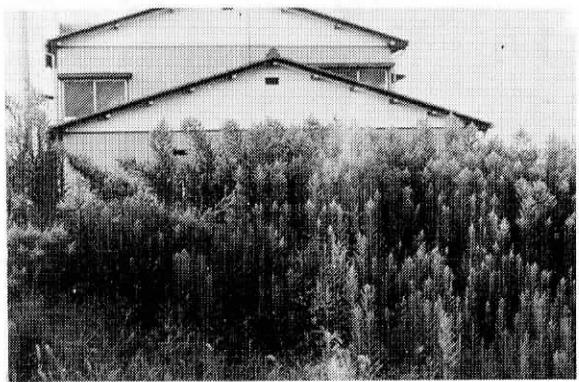
(二)診療科目

先に申しましたような事情によりまして、内科（小児科を含む。）のみとすることになります。

(三)診療時間

現在実施している在宅輪番制休日緊急診療と同じ
午前九時から

市民のみなさんの大切な健康生命を守る力となる市として、今後ますます増加するであろう医療需要に対応できるよう市医師会のご協力を得て鋭意努力して行く決意を強くしております。



(セイタカアワダチソウ)

“異常繁殖” 人体に有害な雑草

粉病の原因となり、長年、吸い込むと幼児や過敏な体質の人はアレルギー性鼻炎やぜんそくなどにかかるおそれがありますので、ご注意ください。これらの雑草は

早めに焼却処分を……

○ 茎を刈り取り根を掘りおこし完全に焼却処分することが必要で。

雑草の中には、セイタカアワダチソウやブタクサのように人体に悪い影響をおよぼすほか、視界をさえぎるため交通事故の原因ともなります。

又、これから寒くなると枯れて燃えやすくなります。

雑草を放置することは火災予防上からも危険ですので、今のうちに刈り取っていただきましょう、ご協力をお願いいたします。

申請用紙は福祉事務所に用意してあります。

なお、本人あるいは扶養者の所得制限などもありますので、くわしいことは福祉事務所社会係へ、お問い合せください。

電話(三)一一一一番

内線二五二番・二五三番

在宅の重度障害者の方に 福祉手当が支給されます。

心身に重度の障害があるかたに今月から福祉手当月額四千円が支給されます。

この手当を受けられるのは、日常の生活で、常に介護が必要ない級または二級の一部に該当する重

申請には、障害者手帳か年金証書あるいは療育手帳と、印かんをお持ちになって福祉事務所て手続きをしてください。

税の豆知識

納税は

便利な口座振替を!

市市では各種公共料金等の支払い方法の一つとして、預金口座による振替を行なっておりますが、市税についても預金口座振替の方法があることを存じてでしょうか。

手続きの方法は、市指定又は市取納代理金融機関(銀行・信用金庫・農協)で、市税の預金口座振

ご存じですか

前納報将金制度を……

市民のみなさんに納めていただく市税の内、固定資産税・市民税に納期前納付の報将金制度があります。

この制度は、納税通知書に記載されている税額のうち、まだ納期が来ていない税金を納めた場合、その納税額の百分の一に納期まで

の日数をかけた額を報将金として納税者に交付するものです。

納税についてのお問い合わせは市役所納税課へどうぞ

電話(三)一一一一番

内線二〇八番・二〇九番



十一月

国民健康保険税
国民年金

十二月

固定資産税
都市計画税

市民カレンダー

11月

(11月15日～12月14日)

日曜日	行事・相談など	予防接種・検診など
15 土	将棋大会(市民会館)午前9時半～午後5時半 美術展 11/14～11/17 会場 西友ストア コーキョウツ ピングプラザ	
16 日	日本舞踊(市民会館)午前9時～午後4時 秋季バドミントン大会(石小)午前9時～午後4時	
17 月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時	義肢・車いす装具の交付 午前9時 (土浦市社会福祉センター)～12時 第一回目 インフルエンザ 予防接種 (東地区会館) 午後1時半 三村公民館 午後2時半 関川公民館 高浜公民館 狂犬病の予防注射と登録 三村・関川・高浜地区
18 火	市長選立会演説会(市民会館)午後7時より	
19 水	市長選立会演説会(城南中学校)午後7時より	
20 木		
21 金	困りごと相談(市民会館)午前10時半～午後3時	
22 土		
23 日	かるた大会(市民会館)午前9時半～午後3時 市民卓球大会(石小)午前9時～午後4時	
24 月		
25 火		
26 水		
27 木		
28 金	中央婦人学級(市役所) 午後1時半～4時	第二回目 インフルエンザ 予防接種 (市民会館) 午後1時半 (市民会館) 午後2時半
29 土		
30 日		

彦市山宅地分譲のお知らせ

所在地 石岡市大字東大橋字彦市山
区画数 四八区画
区画の大きさ 大五〇八㎡(一五三坪)
中二二〇㎡(七〇坪)平均
小一六一㎡(四八坪)
価 値 四五〇万円より一、〇〇〇万円まで
(単価坪八二、〇〇〇円)
融 資 水道・電気・公園完備
施 設 市内金融機関にて取扱う

●告示日 昭和五十年十一月十三日
●選挙日 昭和五十年十一月二十三日
市長選挙

12月

1 月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時
2 火	市長相談日(市役所)午後1時～3時 市長と語ろう(市役所)午後3時～5時
3 水	
4 木	
5 金	困りごと相談(市民会館)午前10時～午後3時
6 土	
7 日	石岡合唱祭(市民会館)午前9時～午後5時
8 月	妊婦教室(市役所)午後1時～3時
9 火	
10 水	
11 木	
12 金	税務相談(市役所)午前10時～午後3時 農業委員会(市役所)午後2時～5時
13 土	
14 日	

歳末助け合い運動十二月一日()

募集区画数にたつし次第メ切ります。
※連絡先 市役所都市開発部区画整理係内
彦市山土地区画整理組合事務所(どうぶ) TEL 〇二九九二
(三)一一一一番

第二回目	インフルエンザ 予防接種 (東地区会館) 午後1時半 三村公民館 午後2時半 関川公民館 高浜公民館 狂犬病の予防注射と登録 石岡地区
12/3	3才児検診(市民会館) 午後1時半～2時半 該当者 S 47年11月1日～11月30日生れの者
	石岡地区 狂犬病の予防注射と登録
	インフルエンザ予防接種(市民会館)午後1時半 (接種を受けなかったもの)～2時半
	第二期種痘接種を受けられなかった方へ 10月中に実施しました。第二期種痘接種を病気などで受けられなかった方に、次の日程で、接種と検診を実施しますので、受けてください。 該当者……昭和51年4月小学校へ入学する児童(ただし、第1期種痘を受けていない方を除く) 接種日時……12月12日(金)午後1時半までにおいでください。 接種会場……もよりの各小学校(米春入学する学校で6年生と一緒に実施します。) 検診日時……12月19日(金)午後1時半から2時半まで 検診会場……市 民 会 館 〈注〉(1)接種時間については、特に厳守してください。 (2)母子手帳、予防接種申込書を必ず持参してください。 (3)体温は必ず計って来てください。